記者発表資料

令和　４年３月１５日
東北地方整備局
岩手河川国道事務所

「第９期河川協力団体」指定証の伝達式を開催します

～岩手県内の１団体が新たに指定されました～

平成２５年６月に公布された「水防法及び河川法の一部を改正する法律」により、「河川協力団体制度」が創設されました。
岩手河川国道事務所管内では、新たに１団体が指定されたことから、指定証の伝達式を下記のとおり行いますので、お知らせいたします。

記

１．日　時　　令和　４年　３月１７日（木）　１１時００分～

２．場　所　　岩手河川国道事務所　２階　大会議室
盛岡市上田四丁目２－２

３．第９期河川協力団体　指定団体名
・一般社団法人　SAVE IWATE

添付資料
参考資料１　第９期河川協力団体に指定された団体の概要
参考資料２　東北地方整備局管内河川協力団体指定状況
参考資料３　パンフレット「河川協力団体制度」

〈発表記者会：岩手県政記者クラブ〉

［お問い合わせ先］
国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所
占用調整管理官　小松（こまつ）　一也（かずや）（内線 303）
〒020-0066　盛岡市上田四丁目２－２
℡019-624-3131（代表）
℡019-624-3273（河川占用調整課 直通）

【参考資料１】

第９期河川協力団体に指定された団体の概要

・団体名　：一般社団法人 SAVE IWATE

代表　寺井　良夫

・指定日　：令和４ 年３ 月３ 日

・活動内容：河川敷の低木伐採・除草、

水害に備える防災訓練等

・活動区間：

北上川　123.1 ㎞（徳田橋付近）～135.3 ㎞（明治橋付近）までの区間
雫石川　北上川合流点　～2.1 ㎞（太田橋付近）までの区間
中津川　北上川合流点　～4.3 ㎞（水道橋付近）までの区間
御所湖　国管理区間の湖畔エリア全体

活動の状況



低木の伐採



護岸の除草

東北地方整備局における河川協力団体指定状況・活動状況
①指定位置図

【参考資料2】

※赤文字は、今回新規指定3団体

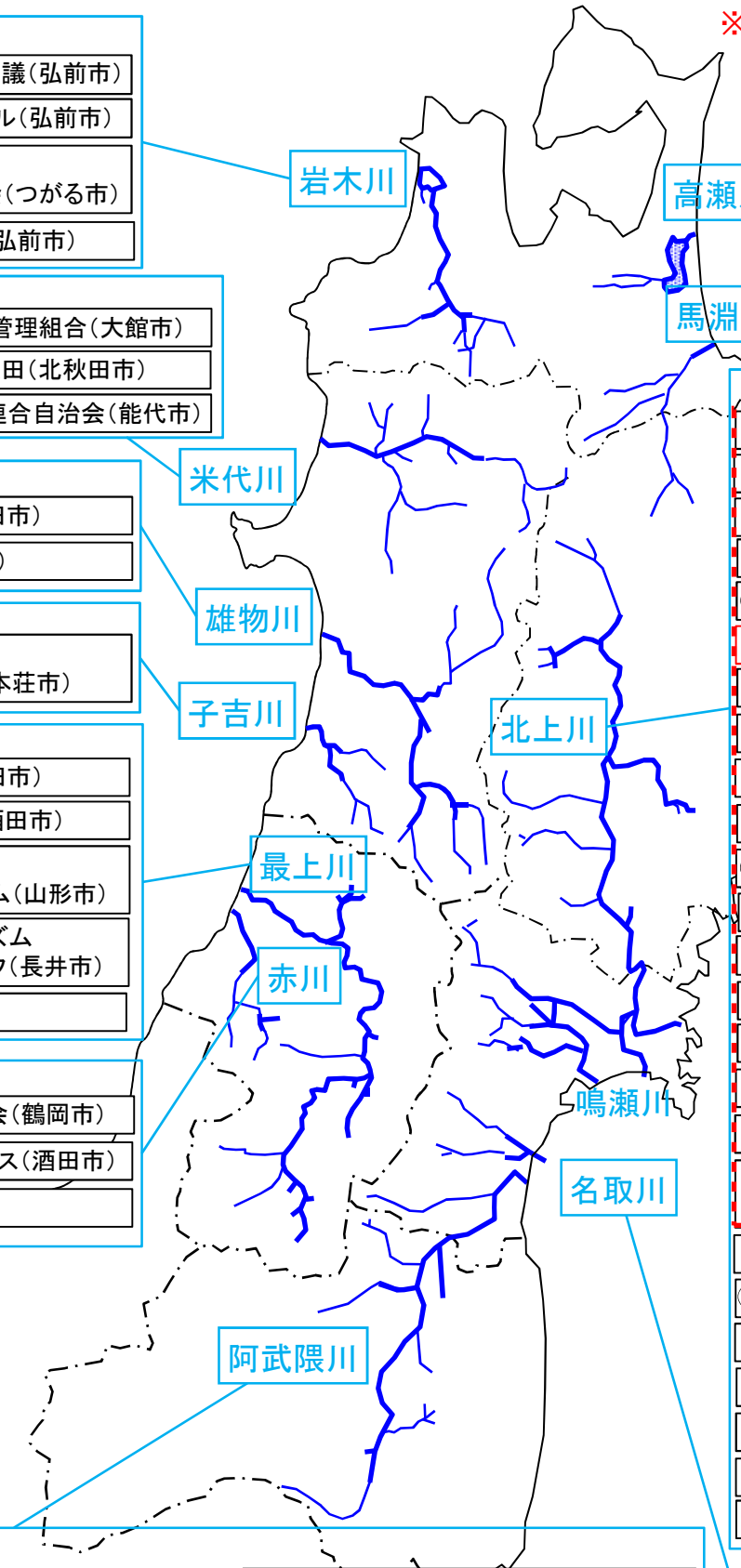

４団体
- ① 北地区コミュニティ会議（弘前市）
- ㉚株式会社大成コンサル（弘前市）
- ㊸ 岩木川環境公共ネットワーク協議会（つがる市）
- ㊵つがる野自然学校（弘前市）

３団体
- ㊺ 根下戸米代川公園管理組合（大館市）
- ⑳ ラブリバーネット北秋田（北秋田市）
- ⑲ 能代市中川原地区連合自治会（能代市）

２団体
- ⑯ 秋田パドラーズ（秋田市）
- ⑰ 三角沼の会（秋田市）

１団体
- ⑱ 西滝沢子ども水辺協議会（由利本荘市）

５団体
- ㉓株式会社みなと（酒田市）
- ㊸山形県ボート協会（酒田市）
- ㉑ 美しい山形・最上川フォーラム（山形市）
- ㉔ 最上川リバーツーリズムネットワーク（長井市）
- ㊷エコプロ（西川町）

３団体
- ㉒ 鶴岡淡水魚 夢童の会（鶴岡市）
- ㊾パートナーシップオフィス（酒田市）
- ㊸森と水（鶴岡市）

１４団体
- ⑦ 岩沼会（岩沼市）
- ㊿水守の郷・七ヶ宿（七ヶ宿町）
- ㊶七ヶ宿観光開発株式会社（七ヶ宿町）
- ㊺丸森町観光物産振興公社（丸森町）
- ㊻桑折かわまち協議会（桑折町）
- ㉕ 御倉町かいわいまちづくり協議会（福島市）
- ㉖ふるさとの川・荒川づくり協議会（福島市）
- ㊹ いいざかサポーターズクラブ（福島市）
- ㊷茂庭っ湖の郷（福島市）
- ㊻ 石井・大平地区阿武隈川河川愛護会（二本松市）
- ㉘ さくら湖流域協働ネットワーク（三春町）
- ㊺日出山アメンボウクラブ（郡山市）
- ㉗ 応用地質株式会社（東京都千代田区）
- ㉙ 水源地環境センター（東京都千代田区）

２団体
- ㊻彦建設株式会社（東北町）
- ③ 小川原湖自然楽校（三沢市）

１団体
- ② 水辺の楽校まべち（八戸市）

２５団体 岩手河川国道管内　18団体
- ㉛いわて流域ネットワーキング（盛岡市）
- ㉜沢目町内会（盛岡市）
- ㉝手代森下通り町内会（盛岡市）
- ㉞もりおか・鮎の川基金（盛岡市）
- ㊹浮島の白鳥を守る会（盛岡市）
- ㊻SAVE IWATE（盛岡市）
- ⑥ やはば協働センター（矢巾町）
- ㉟長岡堤防を守る会（紫波町）
- ㊱古館堤防愛護会（紫波町）
- ④ 北上川フィールドライフクラブ（花巻市）
- ㊼ 大曲の水辺に夢をつくろう会(奥州市）
- ⑤ 北上川流域連携交流会（一関市）
- ㊲北上川サポート協会（一関市）
- ㊳日防会（一関市）
- ㊴北上川堤防愛護会（黄海地区）（一関市）
- ㊵北上川弥栄地区堤防愛護会（一関市）
- ㊶滝沢堤防環境促進会（一関市）
- ㊽北上川リバーカルチャーアソシエーション（一関市）
- ⑬ とよま北上川かっぱの会（登米市）
- ㊽ 鬼首山学校協議会（大崎市）
- ⑨ 石巻千石船の会（石巻市）
- ⑭ ひたかみ水の里（石巻市）
- ⑮ 水と緑の環境フォーラムものう（石巻市）
- ㊾りあすの森（石巻市）
- ⑩ 環境生態工学研究所（仙台市）

３団体
- ⑧ 広瀬川の清流を守る会（仙台市）
- ㊷ 水・環境ネット東北（仙台市）
- ㊶広瀬川１万人プロジェクト実行委員会（仙台市）

②河川協力団体指定状況（東北管内）

水系名	指定状況										指定取消団体数	R4.3時点指定団体数
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	計		
	H26.6.24	H27.3.2	H28.3.7	H29.3.16	H30.2.27	H31.3.11	R2.3.13	－	R4.3.3			
岩木川	1	1	―	1	―	1	―	―	―	4	―	4
馬淵川	1	―	―	―	―	―	―	―	―	1	―	1
高瀬川	1	―	1	―	―	―	―	―	―	2	―	2
北上川	10	11	3	1	2	―	―	―	1	28	3	25
鳴瀬川	―	―	―	―	―	―	―	―	―	0	―	0
名取川	1	1	―	―	―	1	―	―	―	3	―	3
阿武隈川	6	2	3	1	―	―	―	―	2	14	―	14
米代川	2	―	―	1	―	―	―	―	―	3	―	3
雄物川	2	―	―	―	―	―	―	―	―	2	―	2
子吉川	1	―	―	―	―	―	―	―	―	1	―	1
最上川	3	1	―	―	―	―	1	―	―	5	―	5
赤川	1	―	―	―	1	―	1	―	―	3	―	3
合計	29	16	7	4	3	2	2	0	3	66	3	63

※岩手河川国道事務所管内の指定団体は、北上川水系25団体のうちの18団体となります。

③河川協力団体活動状況（東北管内）

堤防除草



河川清掃



環境学習



安全利用講習



水生生物の調査



河川に関するフォーラムの開催



【参考資料３】

河川協力団体制度

平成25年6月公布の「水防法及び河川法の一部を改正する法律」により、『河川協力団体制度』が創設されました。

パートナーシップの拡充にむけた新しい取組み
～河川管理のパートナーを募集しています～

河川協力団体制度とは？

◆河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援（※1）するものです。

◆河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。

申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



河川協力団体制度の目的

◆今回創設する制度は、河川協力団体として指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけ、自発的な活動を促進させ、河川管理のパートナーとして活動していただくことにより、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実を図るものです。

（※1） 許可の簡素化等

河川協力団体の主な活動

◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

1 河川の維持及び河川環境整備等


河川敷清掃


ビオトープの整備

2 河川水辺の情報又は資料の収集及び提供等


船による河岸の情報収集等


シンポジウムの開催

3 河川管理・環境等に関する調査研究等


外来種調査


鳥類調査

4 河川防災情報・安全利用等に関する知識の普及及び啓発活動等


マイ防災マップづくり


安全利用講習

5 上記に附帯する活動

河川協力団体制度Q&A

Q. 河川協力団体になるためには？

A.「河川協力団体指定申請書」に関係書類を添えて提出してください。

各河川の管理者より、公募を行いますので、申請資格の要件が満足することを確認し、「河川協力団体指定申請書」に関係書類を添えて提出してください。また、公募期間については、各水系を管理している事務所などのホームページ、記者発表等により周知いたします。

なお、河川協力団体の指定にあたっては、審査基準が満たされている必要があります。

《届け出から認可までの流れ》

「公募 ⇒ 申請 ⇒ 確認・審査 ⇒ 指定」

※審査に当たっては、申請を行った法人等の出席のもと、ヒアリングを実施いたします。

Q. 申請に必要な資格は？

A. 規定の要件に該当する必要があります。

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の８（※2)に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとされています。

《要件》

1. 代表者が定まっていること。
2. 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
3. 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
4. 法人等の構成員（役員を含む。）が５名以上いること。
5. 申請時点において、法人等の設立後５年以上（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）第 10 条第１項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
6. 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
7. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
8. 直近１年間の税を滞納していないこと。
9. 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。
10. 河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

（※2） 河川法施行規則第 33 条の８（河川協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）
河川法第５８条８第１項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

Q. 河川協力団体に指定されると？

A. 場合によっては委託を受けることが可能になります。

河川管理者が特に必要と認めるときは、河川管理者から河川維持管理等の委託を受けることが可能となります。
例として、河川管理施設の維持、除草、河川に関する調査や管理・環境の啓発活動などがあげられます。
なお、委託については、公募等の適正な手続きを経て行う予定です。

【現行】		【法改正後】
地方公共団体にのみ委託可能	拡大	地方公共団体又は国土交通省令で定める要件に該当するもの（河川協力団体等）に委託可能

《委託の例》

「河川管理施設の維持」
例）堤防上の草刈り



堤防除草

「その他これに類する河川の管理に属する事項」
例）ビオトープの整備、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良

A. 場合によっては許可等が簡素化されます。

河川管理者が認めるときは、河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可などが簡素化されます。

《例》

現状において下記の行為は、河川法第24条、第26条の許可が必要になります。
これらの河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。



市民団体による看板設置事例（太田川）



市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）